



金沢市公報

号外第7号

平成18年(2006年)3月27日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ		ページ
● 条 例		○金沢市における水道水源の保全に関する条例	
○金沢能楽美術館条例 (国際文化課)	1	(企業総務課)	13
○金沢市における広見等のコミュニティ空間の保存及び活用に関する条例 (市民参画課)	4	○金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	15
○金沢市国民保護対策本部及び金沢市緊急対処事態対策本部条例 (防災安全課)	7	○金沢市職員定数条例の一部を改正する条例 (職員課)	16
○金沢市国民保護協議会条例 ()	8	○金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 ()	16
○金沢市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例 (障害福祉課)	9	○金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 ()	17
○金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例 (交通政策課)	9	○市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 ()	17

条 例

金沢能楽美術館条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第1号

金沢能楽美術館条例

(目的及び設置)

第1条 本市は、金沢の伝統芸能である加賀宝生の貴重な美術品その他の能楽に関する美術品等(以下「美術品等」という。)を収集し、保管し、及び展示し、並びに伝統芸能等の自主的な学習、研修等を行う場として利用に供することにより、文化の振興に資するため、美術館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 金沢能楽美術館
- (2) 位置 金沢市広坂1丁目2番25号

(職員)

第3条 金沢能楽美術館(以下「美術館」という。)に、必要な職員を置く。

(開館時間)

第4条 美術館の開館時間は、午前10時から午後6時まで(美術館の研修室(以下「研修室」という。))の使用を承認した場合にあっては、当該使用の承認に係る部分に限り、午前9時から午後10時までとする。ただし、金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 美術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日以外の日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 展示資料の整理等のために必要とする期間

(観覧料)

第6条 美術館の展示資料を観覧しようとする者は、観覧料を納入しなければならない。ただし、高校生以下の者については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、市民美術の日（子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例（平成13年条例第73号）第14条に規定する金沢子ども週間の最終日をいう。）において、市内に居住する者が観覧するときは、観覧料を徴収しない。

第7条 観覧料の額は、別表第1に定めるところによる。

2 特別展示をする場合で、前項の観覧料の額により難しいときは、500円を超えない範囲内で市長がそのつど観覧料の額を定める。

第8条 観覧料は、観覧の際に納入しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を後納させることができる。

(使用の承認)

第9条 研修室を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の使用の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

(使用の承認の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、研修室の使用を承認しないものとする。

- (1) 建物、設備、展示資料等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認められるとき。
- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他教育委員会が使用を不適當であると認めるとき。

(使用の承認の取消し等)

第11条 教育委員会は、第9条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、研修室の使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用の承認の条件を変更することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 使用の申請に偽りがあったとき。

(使用料)

第12条 使用者は、別表第2に定める研修室の使用料（以下「使用料」という。）を使用の承認の際、前納しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めると

きは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

(観覧料等の減免)

第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料及び使用料（以下「観覧料等」という。）を減免することができる。

(観覧料等の還付)

第14条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の観覧料等の全部又は一部を還付することができる。

(損害の賠償)

第15条 美術館を利用する者は、美術館の建物、設備、展示資料等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 美術館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第17条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 美術品等の収集（購入その他の取得によるものを除く。）、保管及び展示に関すること。
- (2) 研修室の使用の承認に関すること。
- (3) 美術館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他美術館の管理上教育委員会が必要があると認める業務

(指定管理者の指定)

第18条 指定管理者は、美術品等の収集、保管及び展示に関する専門的な知識を有するとともに、前条に定める業務の実施を通じて美術館の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

- 2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ、前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。
- 3 前項の規定により教育委員会が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会が必要があると認める書類を添えて、教育委員会に申し出なければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、美術館の設置の目的を効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第19条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(守秘義務)

第20条 指定管理者の役員及び職員は、美術館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年10月7日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 美術館の管理に関する業務を行わせるものを指定するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 金沢市自動車駐車場条例（平成2年条例第4号）の一部を次のように改正する。
別表第2中「金沢21世紀美術館」を「金沢21世紀美術館又は金沢能楽美術館」に改める。
- 4 金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成13年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(12) 金沢能楽美術館

第4条中「及び金沢文芸館条例（平成17年条例第56号）第6条」を「、金沢文芸館条例（平成17年条例第56号）第6条及び金沢能楽美術館条例（平成18年条例第1号）第6条」に改める。

別表第1（第7条関係）

区 分		金 額	備 考	
観覧料	団 体	1人につき 250円 (高齢者にあつては、200円)	団体とは代表者又は責任者を有する20人以上の集まりを、高齢者とは65歳以上の者をいう。	
	個人	高 齢 者		200円
		高齢者以外の者		300円

摘要 この表の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

別表第2（第12条関係）

使用時間区分	金 額
午前（午前9時から正午まで）	4,000円
午後（午後1時から午後5時まで）	7,000円
夜間（午後6時から午後10時まで）	8,000円
全日（午前9時から午後10時まで）	15,000円

摘要 この表の額は、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

金沢市における広見等のコミュニティ空間の保存及び活用に関する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

◎金沢市条例第2号

金沢市における広見等のコミュニティ空間の保存及び活用に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 コミュニティ空間の保存及び活用（第7条・第8条）

第3章 コミュニティ空間の保存及び活用に対する支援等（第9条—第11条）

第4章 雑則（第12条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、これまで地域における住民の憩いと語らいの場として親しまれてきた広見等のコミュニティ空間の保存及び活用について、基本理念を定め、並びに市、市民、町会その他の地域団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、コミュニティ空間の保存及び活用を図るための基本となる事項等を定めることにより、本市の個性と魅力の一つであるコミュニティ空間を次世代に継承し、及び地域コミュニティの活性化に資することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において「コミュニティ空間」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 広見（藩政期に、火災の延焼の防止等のために設けられた場所で、道路の一部が広がっているものをいう。）
- (2) 寺社等の境内（寺院、神社、教会その他これらに類するもの及びこれらの敷地をいう。）
- (3) 袋小路
- (4) 用水
- (5) わき水

（基本理念）

第3条 コミュニティ空間の保存及び活用は、コミュニティ空間が市民共通の財産であることを認識し、市、市民、町会その他の地域団体及び事業者の相互の理解と連携のもとに、協働して行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、コミュニティ空間の保存及び活用を図るために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に市民、町会その他の地域団体及び事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、これらの者の理解と協力を得るための必要な措置を講じなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、コミュニティ空間の保存及び活用について理解と

関心を深めるよう努めるとともに、本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(町会その他の地域団体及び事業者の責務)

第6条 町会その他の地域団体及び事業者は、基本理念にのっとり、コミュニティ空間の保存及び活用を図るための必要かつ適切な措置を講ずるよう努めるとともに、本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 コミュニティ空間の保存及び活用

(コミュニティ空間保存活用計画)

第7条 一定の区域内においてコミュニティ空間の保存及び活用を図ろうとする団体(以下「コミュニティ空間保存活用団体」という。)は、当該区域におけるコミュニティ空間の保存及び活用に関する計画(以下「コミュニティ空間保存活用計画」という。)を策定することができる。

2 コミュニティ空間保存活用計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) コミュニティ空間保存活用計画の名称
- (2) コミュニティ空間保存活用計画の対象となる区域
- (3) コミュニティ空間保存活用計画の目標及び方針
- (4) 当該区域におけるコミュニティ空間の保存及び活用に係る住民等の自主的な取組に関する事項
- (5) 当該区域におけるコミュニティ空間の整備に関する事項
- (6) その他当該コミュニティ空間の保存及び活用を図るために必要な事項

3 コミュニティ空間保存活用団体は、コミュニティ空間保存活用計画を策定するに当たっては、本市のまちづくりに関する計画と調和するよう努めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(コミュニティ空間保存活用協定)

第8条 コミュニティ空間保存活用団体は、前条の規定によりコミュニティ空間保存活用計画を策定したときは、市長とコミュニティ空間の保存及び活用に関する協定(以下「コミュニティ空間保存活用協定」という。)を締結することができる。

2 市長は、コミュニティ空間保存活用計画に基づく当該区域におけるコミュニティ空間の保存及び活用を図るため必要があると認めるときは、当該コミュニティ空間保存活用協定の締結に係るコミュニティ空間保存活用団体が行う当該コミュニティ空間保存活用計画の具現化のための取組に協力するものとする。

第3章 コミュニティ空間の保存及び活用に対する支援等

(協力の要請)

第9条 市長は、コミュニティ空間の保存及び活用を図るため必要があると認めるときは、国、県その他関係団体に対し、必要な協力を要請するものとする。

(援助)

第10条 市長は、コミュニティ空間の保存及び活用を図るため必要があると認めるときは、コミュニティ空間保存活用団体に対し、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において財政的な援助をすることができる。

(表彰)

第11条 市長は、コミュニティ空間の保存及び活用に著しく貢献した者を表彰することができる。

第4章 雑則

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市国民保護対策本部及び金沢市緊急対処事態対策本部条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第3号

金沢市国民保護対策本部及び金沢市緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、金沢市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び金沢市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席をした者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 法第28条第8項の現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項は、各本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市国民保護協議会条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第4号

金沢市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、金沢市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会は、委員50人以内で組織する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会に、必要な事項を専門的に調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会

に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第5号

金沢市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例

(金沢市障害程度区分認定審査会の委員の定数)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第15条の規定により設置する金沢市障害程度区分認定審査会(以下「審査会」という。)の委員の定数は、30人以内とする。

(委任)

第2条 法令及びこの条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第6号

金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 まちなか駐車場(第7条—第11条)
- 第3章 パーク・アンド・ライド駐車場(第12条—第14条)
- 第4章 その他の駐車場(第15条)
- 第5章 援助等(第16条・第17条)
- 第6章 金沢市駐車場適正配置審議会(第18条—第20条)
- 第7章 雑則(第21条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における駐車場の適正な配置について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、駐車場の適正な配置を推進するための基本となる事項等を定めることにより、交通渋滞の緩和及び歩行者の安全性の向上を図り、もって本市の交通を取り巻く状況に応じた住みよい都市環境の形成に寄与

ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設（住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地において当該住宅の居住者の利用に供されるものを除く。）をいう。
- (2) まちなか駐車場 第7条第1項の規定により指定するまちなか駐車場区域に設置される駐車場をいう。
- (3) パーク・アンド・ライド駐車場 交通渋滞の緩和を目的に、本市の近郊において自動車から公共交通機関に乗り換えて目的地に移動するために設置される駐車場をいう。
- (4) その他の駐車場 前2号に掲げる駐車場以外の駐車場をいう。

(基本理念)

第3条 駐車場の適正な配置は、駐車場の増加が公共交通機関の利用の低下及び本市の中心部の交通渋滞の原因として、市内の円滑な交通体系の確立に大きな影響を及ぼしていることにかんがみ、公共交通機関の利用の促進を図り本市の中心部への過度な自動車の流入を抑制すること及び歩行者の安全性を確保することを基本として行われなければならない。

2 駐車場の適正な配置は、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を担い、相互の理解と連携のもとに、協働して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、駐車場の適正な配置に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に市民及び事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、これらの者の理解と協力を得るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、駐車場の適正な配置についての理解と関心を深めるよう努めるとともに、本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動等を行うに当たっては、駐車場の適正な配置に配慮し、本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 まちなか駐車場

(まちなか駐車場区域の指定)

第7条 市長は、本市の中心部において、駐車場の適正な配置を図るために必要な区域をまちなか駐車場区域として指定するものとする。

2 市長は、前項の規定によりまちなか駐車場区域を指定しようとするときは、あらかじめ、第18条に規定する金沢市駐車場適正配置審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項の規定によりまちなか駐車場区域を指定するときは、その旨及びその

区域を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、まちなか駐車場区域を変更する場合について準用する。

(まちなか駐車場設置基準)

第8条 市長は、前条第1項の規定によりまちなか駐車場区域を指定したときは、まちなか駐車場の適正な配置を図るための基準として、まちなか駐車場設置基準を定めるものとする。

2 まちなか駐車場設置基準には、次に掲げる事項のうち、必要な事項について定めるものとする。

- (1) 交通渋滞の緩和に関する事項
- (2) 歩行者の安全性及び回遊性の確保に関する事項
- (3) まちなかにふさわしい都市環境の形成に関する事項
- (4) まちなみと調和した景観への配慮に関する事項
- (5) その他市長が必要があると認める事項

3 前条第2項及び第3項の規定は、まちなか駐車場設置基準を定め、又は変更する場合について準用する。

(行為の届出)

第9条 まちなか駐車場区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。ただし、新設又は変更後における自動車の駐車のために供する部分の面積が50平方メートル未満の駐車場に係る当該行為については、この限りでない。

- (1) 駐車場の新設
- (2) 既設の駐車場における規則で定める事項の変更

2 前項の規定により届け出なければならないとされる行為について、駐車場法(昭和32年法律第106号)第12条の規定による設置の届出があったときは、これをもって、同項の規定による届出があったものとみなす。

(国等に関する特例)

第10条 国の機関又は地方公共団体は、前条の規定により届出を要する行為をしようとするときは、同条第1項の規定による届出に代えて、あらかじめ、その旨を市長に通知し、協議しなければならない。

(助言又は指導)

第11条 市長は、第9条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為がまちなか駐車場設置基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、駐車場の適正な配置に必要な措置を講ずるよう助言又は指導をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導をする場合においては、第18条に規定する金沢市駐車場適正配置審議会の意見を聴くことができる。

第3章 パーク・アンド・ライド駐車場

(パーク・アンド・ライド駐車場の配置に関する基本指針の策定)

第12条 市長は、公共交通機関の利用を促進するため、パーク・アンド・ライド駐車場の配置に関する基本指針(以下「パーク・アンド・ライド駐車場配置基本指針」という。)を定めなければならない。

- 2 市長は、パーク・アンド・ライド駐車場配置基本指針の策定に当たっては、あらかじめ、第18条に規定する金沢市駐車場適正配置審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、パーク・アンド・ライド駐車場配置基本指針を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、パーク・アンド・ライド駐車場配置基本指針を変更する場合について準用する。

(パーク・アンド・ライド駐車場の計画的な配置)

第13条 市は、パーク・アンド・ライド駐車場配置基本指針に基づき必要なパーク・アンド・ライド駐車場を計画的に配置しなければならない。

(パーク・アンド・ライド駐車場の積極的な利用)

第14条 市民は、パーク・アンド・ライド駐車場の積極的な利用に努めなければならない。

第4章 その他の駐車場

(駐車場の設置の配慮)

第15条 その他の駐車場の設置に当たっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) 騒音、排気ガス等により駐車場周辺の居住環境を悪化させないこと。
- (2) 周辺のまちなみと調和した景観の形成に努めること。

第5章 援助等

(まちなか駐車場への援助)

第16条 市長は、まちなか駐車場区域における駐車場の適正な配置を図るため必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において財政的な援助をすることができる。

(表彰)

第17条 市長は、駐車場の適正な配置による住みよい都市環境の形成に著しく貢献した者を表彰することができる。

第6章 金沢市駐車場適正配置審議会

(金沢市駐車場適正配置審議会)

第18条 本市における駐車場の適正な配置を推進するため、金沢市駐車場適正配置審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第19条 審議会は、この条例に規定する事項その他の駐車場の適正な配置に関する事項について市長の諮問に応ずるほか、駐車場の適正な配置に関し必要な事項について市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第20条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、駐車場に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。
- 5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第7章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市における水道水源の保全に関する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第7号

金沢市における水道水源の保全に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 水道水源の水質の保全（第6条—第9条）

第3章 援助（第10条）

第4章 金沢市水道水源保全審議会（第11条—第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づき、本市の水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、市、市民等及び事業者が一体となって水道水源の水質の保全に努め、もって市民の生命及び健康を守ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 水道水源 法第3条第8項に規定する取水施設及び貯水施設の周辺の地域で、水道の原水の取入れに係る区域をいう。

(2) 市民等 市民及び旅行者その他の滞在者をいう。

(3) 管理者 金沢市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第41号）第4条第1項に規定する公営企業管理者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、水道水源の水質の保全を図るために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の規定により策定する施策に市民及び事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、市民等及び事業者の理解と協力を得るための必要な措置を講じなければならない。

3 管理者は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第9条第15号の規定により、こ

の条例の施行に関する権限を有するものとし、第1項に規定する施策を的確に実施しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、第1条の目的を達成するため、水道水源の水質の保全に努めるとともに、本市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、第1条の目的を達成するため、その事業活動を行うに当たっては、水道水源の水質の保全のために必要かつ適切な措置を講ずるとともに、本市が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 水道水源の水質の保全

(水道水源保全区域の指定)

第6条 管理者は、水道水源の水質の保全のために必要な区域を水道水源保全区域（以下「保全区域」という。）として指定することができる。

2 管理者は、前項の規定により保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ、第11条に規定する金沢市水道水源保全審議会の意見を聴かなければならない。

3 管理者は、第1項の規定により保全区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、保全区域の指定を解除し、又はその区域を変更する場合について準用する。

(行為の届出)

第7条 保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、企業管理規程で定める事項を管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 生活排水又は事業排水の発生原因となる建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移転、除却又は大規模な修繕若しくは模様替え

(2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

2 前項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(2) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で管理者が定めるもの

(国等に関する特例)

第8条 国の機関又は地方公共団体は、前条の規定により届出を要する行為をしようとするときは、同条第1項の規定による届出に代えて、あらかじめ、その旨を管理者に通知し、協議しなければならない。

(助言又は指導)

第9条 管理者は、第7条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為により生活排水又は事業排水の排出又は地下浸透のおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、水道水源の水質の保全に必要な措置を講ずるよう助言又は指導をしなければならない。

2 管理者は、前項の規定による助言又は指導をする場合においては、第11条に規定する金沢市水道水源保全審議会の意見を聴くことができる。

第3章 援助

第10条 管理者は、保全区域内における水道水源の水質の保全を図るため必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において財政的な援助をすることができる。

2 管理者は、市民、事業者等による水道水源の水質の保全のための活動に対して、必要な支援をすることができる。

第4章 金沢市水道水源保全審議会

(金沢市水道水源保全審議会)

第11条 本市の水道水源の水質の保全を図るため、金沢市水道水源保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の任務)

第12条 審議会は、この条例に規定する事項その他の水道水源の水質の保全に関する事項について管理者の諮問に応ずるほか、水道水源の水質の保全に関し必要な事項について管理者に意見を述べることができる。

(組織等)

第13条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者、関係行政機関の職員及び本市の職員のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第8号

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例

金沢市事務分掌条例（平成17年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 交通に関する事項

第2条第7号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、カをオとし、キをカ

とし、クをキとする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第9号

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例

金沢市職員定数条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「2,275人」を「2,254人」に、「452人」を「439人」に、「470人」を「456人」に、「21人」を「20人」に、「5人」を「6人」に、「417人」を「416人」に、「3,656人」を「3,607人」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第10号

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第10条の2第2号を次のように改める。

(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第10条の2に次の1号を加える。

(3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として市長が定めるものに入所している場合

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）の施行の日から施行する。

金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第11号

金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第24号中「介護認定審査会委員」の次に「及び障害程度区分認定審査会委員」を加える。

第5条第3号中「11級」を「9級」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第12号

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与の特例に関する条例（平成14年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成18年3月31日まで」を「平成19年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

平成18年(2006年)3月27日	印刷	発行人	金 沢 市
平成18年(2006年)3月27日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
		印刷所	(株) 共 栄
定価	120円		